判例紹介

宗教法判例のうごき〔平成21年・公法〕

田近　　肇（文献委員・岡山大学）

前号までに引き続き、今号も、私が本欄を担当する。今回対象とするのは、平成21年１月から12月までに出された判決・決定である。

１　憲　法

（１）靖國神社合祀拒否訴訟

憲法に関しては、まず、靖國神社合祀拒否訴訟（大阪訴訟）（大阪地裁平成21年２月26日判決[1]（判例時報2063号40頁、判例タイムズ1300号104頁、訟務月報55巻12号3342頁））がある。本件は、靖國神社に合祀されている戦没者の近親者らが、靖國神社に対しては、靖國神社の合祀行為等によって人格権が侵害されているとして、慰謝料の支払い及び靖國神社所有の霊璽簿等からの当該戦没者の抹消を、国に対しては、靖國神社への情報提供行為が靖國神社による合祀という違法行為への協力行為であるとして、慰謝料の支払いを求める訴えを提起したものである。

本件で、大阪地裁は、原告の請求を斥けるに当たり、まず、靖國神社の合祀行為等が原告の権利ないし法的利益を侵害するかという問題に関して、自衛官合祀拒否訴訟最高裁判決（最高裁大法廷昭和63年６月１日判決（民集42巻５号277頁））を引用して、「宗教に基づく感情以外の、自己の信じる信念や理念等に基づく精神生活一般においても、人が他者の宗教的行為その他の行為によって自己の精神生活の静謐を害されたとして不快の心情ないし感情を持つこともあり得る」が、このような心情ないし感情は「他者の宗教的行為その他の行為が強制や不利益の付与を伴わない限り、……損害賠償請求及び差止請求を導く法的利益は認められない」という一般論を述べる。

そのうえで、大阪地裁は、「原告らの主張する人格権の中核となる敬愛追慕の情は、結局のところ、……被告靖國神社による本件戦没者の合祀という宗教的行為による不快の心情ないし被告靖國神社に対する嫌悪の感情と評価するほかな」く、「靖國神社の合祀行為及び合祀継続行為そのものは、……祭神を祀るという抽象的・観念的行為であって、宗教上の信仰の自由と同程度に被告靖國神社が当然に有する信教の自由に基づき自由になし得るものであって、他者に対する強制や不利益の付与を想定することができない」し、合祀に密接に関連する外部的行為として霊璽簿等の作成・保管行為が存在するが、「靖國神社は、霊璽簿等を第三者に閲覧させる運用をしていないし、遺族以外の第三者からの合祀に関する問合せには回答していない」のであるから、「霊璽簿等に本件戦没者の氏名を記載したとしても、そのことによって、誰かに、何らかの強制や不利益の付与があったと認めることはでき」ず、したがって、靖國神社による本件戦没者の合祀行為及び合祀継続行為によって，原告らの権利ないし法的利益が侵害されたとは認められないと結論付けている。

また、靖國神社に対する国の情報提供行為についても、「靖國神社による合祀行為及び合祀継続行為は、被告靖國神社の自主的な判断に基づき決定されており、被告国の行為には、事実上の強制とみられる何らかの影響力があったと認められない」と述べて、その不法行為責任を否定している。

本件の最大の争点は、靖國神社の合祀行為等によって侵害されたと原告らが主張する利益が法的に保護されるべき利益といいうるかである。この点、原告らによれば、彼らが侵害された利益とは、「近親者等について自分なりに見い出した意義、形成したイメージ」であるという。すなわち、人間の人格的生存には自身について形成した現在及び将来の自己イメージが他者に承認されることが不可欠であるから、「自己イメージに対して脅威となる不当な評価・規定」をされない権利が承認され、さらには、自己に影響を与えた近親者等について形成したイメージもまた、自らの人格形成・人格的生存に不可欠であることから、近親者等に対して「自身が見い出した意義、形成したイメージに反する不当な評価」をされないという権利が憲法上ないし私法上の人格権としての保護を受けるのである、と。

こうした「敬愛追慕の情を基軸とした人格権」の主張は、自衛官合祀拒否訴訟や小泉元首相靖國神社参拝違憲訴訟など、過去に宗教的人格権の侵害が争われた事例では見られず、本件で初めて主張されたものである。原告の自己理解によれば、この人格権の主張は、「専ら故人との間の関係性（遺族が故人を敬愛追慕するという関係性）の中で」発生する権利であって、特に信教の自由とは関係しないもののようである。

なお、この人格権の主張の前提となっている「自己イメージに対して脅威となる不当な評価・規定」をされない権利という考え方は、「自己イメージ」という言葉遣いだけをみると、プライバシーに係る「自己イメージのコントロール権」説[2)]を連想させるところがないわけではない。しかし、この学説は、「人間が多様な社会関係に応じて、多様な自己イメージを使い分ける」ことの承認を意図するものであって、本件原告の主張とは相容れない部分があり、おそらく両者の間に関係はないものと思われる。

さて、このような原告の主張に対し、大阪地裁は、「余りにも主観的かつ抽象的」であって、「その内容及び外延が判然と」しない以上、「名誉やプライバシーの概念を媒介にしないで直接の法的保護の対象とすることはそもそも困難である」うえ、「故人に対して縁のある他者が抱くイメージも多々存在するものであり、故人に対する遺族のイメージのみを、法的に保護すべきものであるとは考えられない」と述べて、これを否定している。

原告の本意が、例えば、「私の父は、戦争を賛美する思想の持ち主でも、積極的に戦争に従事したわけでもなかったのに、靖國神社に祭神として祀られることによって、世間でそのように受け取られるのだとすれば、遺族として耐えがたい」というところにあるのだとすれば（ただし、本件におけるすべての原告の主張をこのように要約することはできないように思われるが。）、気持ちとして分からないわけではない。しかし、問題は、そうした遺族の感情を法的に表現するのに、「近親者等に対して自身が形成したイメージに反する不当な評価・規定をされない権利」という定式が適切だったのかどうかであって、これには疑問が残る。

原告が重視しているのは、「父がどのような人物であったか」についての客

観的な評価ではなく、「私が父について形成したイメージ」である。原告の主張を推し進めれば、「私が父について形成したイメージ」とは異なる父のイメージを他者が抱き、それを別の他者に伝えることも一切拒否しうるということになろうが、もし、原告がいう「人格権」がそこまでを含意するのだとすれば、そうした主張はおよそ承認できないであろう。大阪地裁が説くように、「故人に対して縁のある他者が抱くイメージも多々存在」しうるからである。

原告は、何もそこまで極端な主張をしているのではなく、あくまでも「不当な」評価・規定を拒否しようという主張にすぎないと言うのかもしれない。そうすると、今度は、何をもって不当な評価・規定というのかが問題となるが、そこでいう「不当な」評価・規定とは、名誉毀損やプライバシー侵害とは別に観念しうるものなのだろうか。

このように、原告らの説くような人格権は、広く捉えた場合にはこれを承認することが難しいように思われるし、逆に狭く捉えた場合には名誉やプライバシーとは異なる独自の意義がどこにあるのかが問われることになろう。その意味で、「『自己イメージ』を、名誉やプライバシーの概念を媒介にしないで直接の法的保護の対象とすることはそもそも困難であるといわざるを得ない」という大阪地裁の判示に肯かざるをえない。

また、原告らの精神的苦痛に関する主張を見ると、その具体的な内容は多様であって、果たしてそれらを、近親者等に対して「自身が見い出した意義、形成したイメージに反する不当な評価」をされない権利という一つの定式で包摂してしまうことが適切なのかという疑問がある。以前、筆者は本欄で、宗教的人格権の主張に関して、「一般的な宗教的人格権なるものを措定して、それぞれの事件で問題となる個別的利益をそこから演繹的に導き出そうとするのではなく、あくまでも具体的な利益を中心にすえて、それがどうして法的に保護されなければならないのかを個別的に論証する必要がある」のではないかと指摘したことがある[3)]。それと同じことが今回の訴訟でも言えるのであって、それぞれの原告の多様な利益を包摂するために、内容及び外延が判然としない抽象的な人格権を無理に一般的な形で措定するのではなく、それぞれの利益を個別的に主張していく努力が求められるように思われる。

なお、詳細が明らかではないので簡単に言及するにとどめるが、同種の訴訟として、戦時中に軍人・軍属として徴用された韓国人やその遺族らが合祀取りやめと損害賠償を求めた訴訟で、東京高裁平成21年10月29日判決（判例集未登載）は、原告の請求を退けた第一審判決を支持し、控訴を棄却した。

（２）三峯神領民家事件

その他、憲法に関しては、三峯（みつみね）神領民家事件（さいたま地裁平成21年７月22日判決（判例集未登載[4)]））がある。本件は、埼玉県旧大滝村（平成17年４月１日以降は、秩父市）が三峯山駐車場周辺整備工事を行った際、その一環として宗教法人三峯神社所有の三峯神領民家の茅葺屋根の葺替工事を行い、同工事の代金として1361万円余りを支出したことが憲法第89条に違反するとして住民訴訟が提起された事例である。本件民家は、江戸時代に建築されたと推定される古民家であって、昭和53年に三峯神社が取得・移築した後、昭和58年には旧大滝村によって文化財に指定されており、現在、当時の生活をうかがわせる農機具や生活用具が展示されている。本件民家が存在する三峯地区は、秩父多摩甲斐国立公園内に位置し、園地や休憩施設、駐車場、ビジターセンターなどが整備され、本件民家は、神社の本殿や社務所等が存在する周辺ではなく、これらの観光施設の周辺に位置している。

以上のような事実関係の下、さいたま地裁は、「本件民家は、文化的な価値を有するものとして、併設されている観光施設とともに観光資源として利用され」、本件葺替工事は「観光客を誘致するために上記観光施設の整備をするに際し、その観光事業の一環として」行われたものであり、また、本件民家について「三峯神社が取得するに至った上記経緯、その存在する場所、外観、利用方法」に照らすと、「本件民家自体は宗教的意味合いを持たない」と認定したうえで、目的効果基準を適用して、「本件公金支出の目的は、観光施設の整備をすることにあるのであって、このような目的で、宗教的意味合いを持たない本件民家の工事に、旧大滝村ないし秩父市が本件公金の支出をしたとしても、これにより、住民に対して、旧大滝村ないし秩父市により、神社神道に対する特別の援助がされているものとの印象を与えることにはなら」ず、「したがって、本件葺替工事代金の支出により、旧大滝村ないし秩父市が、相当な限度を

超えて神道と関わり合いをもったということはできず、同支出が、憲法89条の定める政教分離原則に反するものということはできない。」と判示している。

なお、本件については、すでに控訴審判決が出されており、東京高裁平成22年１月21日判決（判例集未登載[5)]）は、憲法第89条前段に関する第一審判決の判示をそのまま是認して控訴を棄却している。

ところで、周知のように、憲法第89条前段違反が問題とされる場合には目的効果基準を用いる必要はないという主張が以前からあり[6)]、最近では、目的効果基準を用いることなく判断を下した最高裁判例も現れている（富平神社事件に関する最高裁大法廷平成22年１月20日判決（判例時報2070号41頁、判例タイムズ1318号80頁）及び空知太神社事件に関する最高裁大法廷平成22年１月20日判決（判例時報2070号21頁、判例タイムズ1318号57頁））。これらの判決については、今号の本欄の対象期間外の判決であるため、今回は詳細に立ち入らない。

ただ、仮に過去の最高裁判例上目的効果基準が実際に用いられてきたのはある国家行為が憲法第20条３項にいう「宗教的活動」に当たるかどうかの判断に際してであったとしても[7)]、愛媛玉串料事件最高裁判決（最高裁大法廷平成９年４月２日判決（民集51巻４号1673頁））において多数意見は、「公金支出行為等における国家と宗教とのかかわり合いが……相当とされる限度を超える……かどうかを検討するに当たっては、前記と同様の基準［＝目的効果基準］によって判断しなければならない。」と説いていたのであり、この三峯神領民家事件にみられるように、憲法第89条前段違反が問題とされる事例においてもこの説示を引用して目的効果基準を適用した下級審裁判例が存在するということは、留意されるべきであろう[8)]。憲法第89条前段違反が問題とされる事例では目的効果基準を用いる必要のない場合があると考えているのであれば、最高裁としては、それはどのような場合なのかを下級裁判所に対して示す必要があったのではないかということは、指摘しておきたい。

２　墓埋法

墓埋法に関連して、宗教法人大光寺事件（千葉地裁平成21年10月20日判決

(判例集未登載)）がある。本件は、詳細が必ずしも明らかではないが[9]、宗教法人「大光寺」が千葉県我孫子市に墓地の建設を計画し、我孫子市から墓地経営許可の事前協議済書の通知を受けたことについて、同市の住民などが当該通知の取消を求めた事例のようである。

我孫子市「墓地等の経営の許可等に関する条例」（平成13年３月27日条例第２号）では、墓地、埋葬等に関する法律第10条による墓地等の経営許可または変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならないものとされ（第３条１項)、この事前協議の申請書には、宗教法人が墓地等の経営の意思決定をした旨を証する書類の写しを含む各種書類を添付すべきものとされている（第３条２項並びに我孫子市「墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則」（平成20年12月26日規則第69号）第２条２項及び別表)。

本件では、我孫子市は、宗教法人大光寺に対し、平成20年12月５日付で事前協議済書を通知したものの、平成21年６月になって、平成20年９月に開催されたとする責任役員会が開催されていなかったという事実が判明し、平成21年７月15日付で、事前協議済書の撤回と事前協議事項不適合通知書の送付がなされていたようである。

それゆえ、千葉地裁は、市がすでに事前協議済書を撤回していることから、本件通知の取消を求める利益が存在しないとして、訴えを却下している。

３　霊感商法問題

本欄の執筆時点ではいまだ判例集に掲載されていないが、霊感商法問題の分野で注目すべき刑事裁判例として、東京地裁平成21年11月10日判決（判例集未登載）がある。本件は、印鑑販売会社「新世」の販売員らが、街頭で呼び止めた通行人に姓名判断をするなどと言って、その営業所まで同行させ、長時間にわたって、姓名判断にかこつけて客の悩み事等を聴き出し、その悩み事と先祖の因縁を絡めて客の不安をあおり、因縁を断ち切るためには印鑑を変える必要があるなどと言って、印鑑の売買契約の締結を執拗に迫ったことが特定商取引法（威迫して困惑させる行為の禁止）に違反するとして、同社の社長及び営業部長並びに法人としての同社が起訴されたという事例である。

本件で、東京地裁は、印鑑販売において威迫して困惑させる行為があったことを認め、同社の社長に対し懲役２年執行猶予４年・罰金300万円の刑を、法人としての同社に対し罰金800万円の刑を言い渡している。

本判決で注目されるのは、「新世」という会社及びその活動と統一協会（統一教会）との関わりについて、次のような判示がなされている点である。すなわち、「被告会社は、……会社役員も販売員ら従業員も全員が世界基督教統一神霊協会（以下「統一教会」という）の信者であるところ、被告会社では、設立当初から長年にわたり、このような印鑑販売の手法が、信仰と渾然一体となっているマニュアルや講義によって多数の販売員に周知され、販売員らはこのような販売手法が信仰にかなったものと信じて強固な意思で実践していたものであり、また、被告人［＝被告会社の社長及び営業部長］は、被告会社から印鑑を購入した客を統一教会に入信させるための活動であるフォーラムへ誘うなどし、統一教会の信者を増やすことをも目的として違法な手段を伴う印鑑販売を行っていたものであって、本件各犯行は相当高度な組織性が認められる継続的犯行の一環である」、と。

これまでも、私法の領域では、統一協会信者による献金・商品購入の勧誘行為が不法行為に当たるとして提起された損害賠償請求訴訟において、信者の活動に統一協会の指揮監督が及びうる関係にあり、献金勧誘行為が統一協会の事業の執行につきされたものであることを認定して、統一協会の使用者責任を肯定した裁判例が複数存在していた[10)]。

しかし、特定商取引法違反という刑事事件において、問題とされた違法行為と統一協会との関連性が認定されたのは、おそらく初めてであるように思われ、霊感商法問題に対するこうした司法の姿勢が今後定着していくのかどうか、注目される。

４　その他

（１）オウム真理教事件

オウム真理教事件に関して、松本智津夫（麻原彰晃）死刑囚からなされていた再審請求について、東京地裁平成21年３月17日決定（判例集未登載）は再審

請求を棄却し、東京高裁平成21年７月８日決定（判例集未登載）も即時抗告を棄却した。

また、早川紀代秀被告及び井上嘉浩被告について、最高裁は、いずれも上告を棄却し、死刑が確定した（最高裁第二小法廷平成21年７月17日判決（判例集未登載）及び最高裁第一小法廷平成21年12月10日判決（判例集未登載））。

（２）紀元会事件

紀元会事件に関して、傷害致死罪などに問われていた、同会創始者の娘について、東京高裁平成21年６月８日判決（判例集未登載）は、懲役12年の実刑を言い渡した第一審判決を支持して控訴を棄却し、最高裁第一小法廷平成21年９月30日決定（判例集未登載）も上告を棄却している。

注

１）本欄の執筆までに、本件の評釈として、永山茂樹・法学セミナー656号（平成21年）134頁、井口洋子・速報判例解説５号（平成21年）19頁、小泉洋一・判例セレクト2009〔Ⅰ〕（平成22年）６頁がある。

２）棟居快行・人権論の新構成〔新装版〕（信山社、平成20年）191頁。

３）拙稿「宗教法判例のうごき〔平成19年・公法〕」宗教法27号（平成20年）177頁、179頁。

４）裁判所HP（http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20091101151933.pdf）または秩父市HP（http://www.city.chichibu.lg.jp/secure/2954/判決文.pdf）を参照。

５）秩父市HP（http://www.city.chichibu.lg.jp/secure/2954/判決文（控訴審）.pdf）を参照。

６）愛媛玉串料事件最高裁判決における園部裁判官の意見を参照。

７）空知太神社事件最高裁判決における藤田裁判官の補足意見を参照。

８）また、大阪高裁平成14年９月13日判決（判例集未登載。LEX/DBに掲載（文献番号28080367））及び横浜地裁平成18年５月17日判決（判例地方自治285号66頁）も見よ。

９）以下の記述は、朝日新聞平成21（2009）年10月21日朝刊及び我孫子市HP（特に我孫子市議会会議録）の情報を基にしている。

10）例えば、比較的最近の裁判例として、東京地裁平成18年10月３日判決（判例タイムズ1259号271頁）を参照。